

特定非営利活動法人SOLA
定款

特定非営利活動法人 S O L A 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 S O L A という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県東松島市小松下砂利田 5 4 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して、地域コミュニティの場となる子ども食堂の運営を行うとともに、多様な困難に直面する青少年に対する相談及び就職等の支援、高齢者福祉、地域活性、動物保護などの地域課題に対する解決に向けた支援活動等を行い、青少年の健全育成、地域福祉及び高齢者の生活の質の向上、まちづくりの推進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子ども食堂の運営及び地域の青少年健全育成に関する事業
- (2) 主に高齢者の居宅、施設等における日常生活支援に関する事業
- (3) 送迎サポートに関する事業
- (4) 飼い主のいない犬猫などの保護、飼養及び里親募集などの支援に関する事業
- (5) 地域活性化を目的としたイベント開催に関する事業
- (6) 若者を対象とした就労体験及び就職相談等の支援に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入された入会金及び会費は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人以上2人以内を代表理事とし、若干名を副代表理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任、解任及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ）によって、総会に出席し、表決することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の10日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議決）

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により理事会の場に来られない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に出席し、表決することができる。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(臨時の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した残余財産を帰属すべき者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	山田 麻喜
代表理事	三浦 有貴
理 事	小野寺 聡一
理 事	今野 敦美
理 事	遊佐 将太
監 事	山田 義範

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年10月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 7 月 3 1 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員（個人）	0 円
	正会員（団体）	0 円
	賛助会員（個人）	0 円
	賛助会員（団体）	0 円
(2) 年会費	正会員（個人）	0 円
	正会員（団体）	0 円
	賛助会員（個人）	0 円
	賛助会員（団体）	0 円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人SOLA

役 名	(ふ り が な) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無
代表理事	やまだ まき 山田 麻喜		有
代表理事	みうら ゆうき 三浦 有貴		有
理事	おのでら そういち 小野寺 聡一		無
理事	こんの あつみ 今野 敦美		無
理事	ゆさ しょうた 遊佐 将太		無
監事	やまだ よしのり 山田 義範		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、我が国では、子どもの貧困が大きな社会問題となっています。厚生労働省による調査によりますと、子どもの相対的貧困率は11.5%となっており、これは約9人に1人がなんらかの経済的困難を抱えている計算になります。特に、ひとり親世帯の貧困率は44.5%と高く、2人に1人は厳しい状態にあるということです。子どもの貧困は、孤食、教育格差、体験格差等といった問題が起き、この状況が続くと、進学やキャリアへの機会損失につながる可能性があるため、子どもの貧困対策が今後重要になっていくと考えます。また、子どもの貧困は不登校とも関連していると言われております。高校生の不登校は、留年につながり中退という選択肢が出てきます。文部科学省の令和5年度の調査によりますと、全国の高等学校における不登校生徒数は約6万8千人であり、過去最多となりました。不登校の原因は、いくつもの要因が重なり合って、結果的に不登校につながる場合が多く、貧困だけの対策だけではもちろん解決には至らないでしょう。

この状況に私たちは大変憂慮すべき事態だと考え、早急に未来ある子供たちが自分らしく幸せを享受でき、日常生活を充実させ、人生をよりよくするために、様々な面から支援をするべきだと判断いたしました。

宮城県内にも子どもの居場所としてフリースクール、遊び場、不登校児への学習支援場や不登校児をもつ親同士の交流の場がありますが、地域によってばらつきもあり十分とは言えません。

そこで私たちは、子ども・若者をめぐる様々な困難や課題に対して手を差し伸べるべく、子ども食堂の運営及び地域の青少年健全育成に関する事業、若者を対象とした就労体験及び就職相談等の支援に関する事業を行い、子どもたちの居場所、地域のコミュニティの場、悩み相談の場となる子ども食堂の運営を行うとともに、若者に対して地元の企業を知る機会を提供することや花販売を通して職業訓練を実施致します。

一方で、地域課題として、宮城県では特に震災を経験し「まちづくり」が重要なテーマとなるとともに、今後さらに増加していくと予想される高齢世帯に対するサポートや高齢世帯のペットや飼い主のいない犬猫の問題など支援を必要としている方々はたくさんいます。

そこで私たちは、主に高齢者の居宅、施設等における日常生活支援に関する事業を行います。高齢社会が進行する中で、在宅の高齢者が理容・美容のサービスを受けることは、心身をリフレッシュさせるなど生活の質（QOL）の維持、改善につながるため、私たちは、主に外出の困難な高齢者に対する理容・美容サービスを行っていくことで健やかな高齢社会の実現を図ります。

さらに、送迎サポートに関する事業、飼い主のいない犬猫などの保護、飼養及び里親募集などの支援に関する事業、地域活性化を目的としたイベント開催に関する事業を行い、地域住民が支え合いながら、様々な地域課題に取り組む活動を行い、地域共生社会の推進に寄与致します。

開設にあたっては、契約締結の面など事業の遂行上法人格が必要となり、積極的に情報公開を行うことで社会的信用を高めていくことができる特定非営利活動法人が最適と考え、特定非営利活動法人SOLAを設立することにしました。

この法人は、広く一般市民に対して、地域コミュニティの場となる子ども食堂の運営を行うとともに、多様な困難に直面する青少年に対する相談及び就職等の支援、高齢者福祉、地域活性、動物保護などの地域課題に対する解決に向けた支援活動等を行い、青少年の健全育成、地域福祉及び高齢者の生活の質の向上、まちづくりの推進を図り、もって広く公益に寄与することを目的として社会貢献して参ります。

2 設立に至るまでの経過

令和7年4月4日午後6時より 発起人会を開き、設立の趣旨、定款、会費及び財産、設立当初の事業年度及び令和8年度の事業計画、活動予算、役員案を審議し決定しました。

令和7年4月18日午前10時より 設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款、会費及び財産、設立当初の事業年度及び令和8年度の事業計画、活動予算、役員案を提案し、審議の上決定しました。

もって、特定非営利活動法人SOLAの設立を申請します。

令和7年4月18日

特定非営利活動法人SOLA

設立代表者

住所又は居所

氏 名 三浦 有貴

初年度事業計画書

特定非営利活動法人 S O L A

1 事業実施の方針

設立初年度は、設立後の諸手続きや事業実施に向けた体制の整備を行い、地域コミュニティの場となる子ども食堂を定期開催します。また、相談支援を中心に児童虐待、不登校、中退、就職など青少年やその親が抱える悩みや高齢者福祉、地域活性、動物保護などの地域課題に対する解決に向けた支援活動等を行い、青少年の健全育成、地域福祉及び高齢者の生活の質の向上、まちづくりの推進を図り、もって広く公益に寄与するため、下記事業を立ち上げ、推進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定日	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	事業費の 予算額 (千円)
子ども食堂の運営及び地域の青少年健全育成に関する事業	子ども食堂の運営 手作りの食事提供 世代間交流や子ども達の学習支援など様々な目的での居場所として提供	月1回	東松島市	3人	東松島市 その他周 辺地域の 一般市民 20人 /回	898
	卒業後の就職、ニート、ひきこもり、いじめ、不登校、貧困、児童虐待など、子供・若者やその家族が抱える悩みの相談支援を実施	随時	東松島市、 石巻市その 他周辺地域	1人	東松島市 その他周 辺地域の 子ども及 びその保 護者 200人	
主に高齢者の居宅、施設等における日常生活支援に関する事業	在宅療養や老人福祉施設などに入所中の主に高齢者の方々に対する理美容サービスを実施 介護保険の単位が足りない高齢者に対し、介護保険外のサービス（家事代行、外出支援、食事宅配、安否確認、行政手続支援等）を実施	月4 ～5回	東松島市、 石巻市その 他周辺地域	2人	東松島市 その他周 辺地域の 一般市民、特に 高齢者 300人 /月	5,483
送迎サポートに関する事業	学生や高齢者など移動困難な場合の送迎支援を実施	随時	東松島市、 石巻市その 他周辺地域	2人	東松島市 その他周 辺地域の 一般市民、特に 学生や高 齢者 6人 /回	1,511

飼いの主のいない犬猫などの保護、飼養及び里親募集などの支援に関する事業	犬猫などの保護及び一時飼養（通常のお世話、健康チェック、通院）、ホームページで里親や預かり・ミルクボランティアの募集を実施	通年	東松島市、石巻市その他周辺地域	2人	東松島市その他周辺地域の一般市民 不特定多数	2,549
	譲渡会の開催	年4～5回				
地域活性化を目的としたイベント開催に関する事業	地域の企業や団体と連携し、祭りなどの地域の方々が参加可能なイベントを開催	年1～2回	東松島市、石巻市	3人	東松島市その他周辺地域の一般市民 200人～300人／回	321
若者を対象とした就労体験及び就職相談等の支援に関する事業	花販売の店舗を利用し、若者の職業訓練を実施（接客、簡単な事務作業など働くためのスキルやマナー、コミュニケーション能力の向上など）	通年	東松島市、石巻市	2人	東松島市その他周辺地域の若者 5人	24
	地域の企業の協力のもと、就職支援を実施（職業体験、面接対策、就労先の紹介など）	随時				

翌年度事業計画書

特定非営利活動法人 S O L A

1 事業実施の方針

設立翌年度は、地域コミュニティの場となる子ども食堂を月1回程度に開催し、また、相談支援を中心に児童虐待、不登校、中退、就職など青少年やその親が抱える悩みや高齢者福祉、地域活性、動物保護などの地域課題に対する解決に向けた支援活動等を行い、青少年の健全育成、地域福祉及び高齢者の生活の質の向上、まちづくりの推進を図り、もって広く公益に寄与するため、下記事業を推進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定日	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	事業費の 予算額 (千円)
子ども食堂の運営及び地域の青少年健全育成に関する事業	子ども食堂の運営 手作りの食事提供 世代間交流や子ども達の学習支援など様々な目的での居場所として提供	月1回	東松島市	3人	東松島市 その他周 辺地域の 一般市民 20人 /回	872
	卒業後の就職、ニート、ひきこもり、いじめ、不登校、貧困、児童虐待など、子供・若者やその家族が抱える悩みの相談支援を実施	随時	東松島市、 石巻市そ 他周辺地域	1人	東松島市 その他周 辺地域の 子ども及 びその保 護者 200人	
主に高齢者の居宅、施設等における日常生活支援に関する事業	在宅療養や老人福祉施設などに入所中の主に高齢者の方々に対する理美容サービスを実施 介護保険の単位が足りない高齢者に対し、介護保険外のサービス（家事代行、外出支援、食事宅配、安否確認、行政手続支援等）を実施	月4 ～5回	東松島市、 石巻市そ 他周辺地域	2人	東松島市 その他周 辺地域の 一般市民、特に 高齢者 300人 /月	5,972
送迎サポートに関する事業	学生や高齢者など移動困難な場合の送迎支援を実施	随時	東松島市、 石巻市そ 他周辺地域	2人	東松島市 その他周 辺地域の 一般市民、特に 学生や高 齢者 6人 /回	1,639

飼主のいない犬猫などの保護、飼養及び里親募集などの支援に関する事業	犬猫などの保護及び一時飼養（通常のお世話、健康チェック、通院）、ホームページで里親や預かり・ミルクボランティアの募集を実施	通年	東松島市、石巻市その他周辺地域	2人	東松島市その他周辺地域の一般市民 不特定多数	2,780
	譲渡会の開催	年4～5回				
地域活性化を目的としたイベント開催に関する事業	地域の企業や団体と連携し、祭りなどの地域の方々が参加可能なイベントを開催	年1～2回	東松島市、石巻市	3人	東松島市その他周辺地域の一般市民 200人～300人／回	322
若者を対象とした就労体験及び就職相談等の支援に関する事業	花販売の店舗を利用し、若者の職業訓練を実施（接客、簡単な事務作業など働くためのスキルやマナー、コミュニケーション能力の向上など）	通年	東松島市、石巻市	2人	東松島市その他周辺地域の若者 5人	26
	地域の企業の協力のもと、就職支援を実施（職業体験、面接対策、就労先の紹介など）	随時				

初年度 活動予算書 ✓

法人成立の日から令和8年7月31日まで

特定非営利活動法人SOLA
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 事業収益			
子ども食堂の運営及び地域の青少年健全育成に関する事業収益	0		
主に高齢者の居宅、施設等における日常生活支援に関する事業収益	6,600,000		
送迎サポートに関する事業収益	1,650,000		
飼い主のいない犬猫などの保護、飼養及び里親募集などの支援に関する事業収益	1,250,000		
地域活性化を目的としたイベント開催に関する事業収益	420,000		
若者を対象とした就労体験及び就職相談等の支援に関する事業収益		9,920,000	
3. 受取寄附金			
受取寄附金	1,350,000	1,350,000	
経常収益計			11,270,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	4,840,000		
法定福利費	739,200		
福利厚生費	184,800		
人件費計	5,764,000		
(2) その他経費			
食費	320,000		
通信費	33,000		
医療費	1,430,000		
旅費交通費	598,000		
車両費	200,000		
燃料費	660,000		
広告宣伝費	137,000		
会議費	33,000		
消耗品費	1,091,000		
地代家賃	0		
水道光熱費	165,000		
保険料	3,500		
賃借料	352,000		
支払手数料	0		
その他経費計	5,022,500		
事業費計		10,786,500	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	200,000		
人件費計	200,000		
(2) その他経費			
通信費	22,000		
旅費交通費	2,500		
広告宣伝費	100,000		
会議費	4,000		
消耗品費	22,000		
賃借料	0		
支払手数料	22,000		
その他経費計	172,500		
管理費計		372,500	
経常費用計			11,159,000
税引前当期正味財産増減額			111,000
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			41,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			41,000

初年度活動予算書の注記

特定非営利活動法人 SOLA

- 重要な会計方針
計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	子ども食堂の運営及び地域の青少年健全育成に関する事業	主に高齢者の居宅、施設等における日常生活支援に関する事業	送迎サポートに関する事業	飼い主のいない犬猫などの保護、飼養及び里親募集などの支援に関する事業	地域活性化を目的としたイベント開催に関する事業	若者を対象とした就労体験及び就職相談等の支援に関する事業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益									
1. 受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 受取寄附金	500,000	0	0	650,000	0	0	1,150,000	200,000	1,350,000
3. 受取助成金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 事業収益	0	6,600,000	1,650,000	1,250,000	420,000	0	9,920,000	0	9,920,000
5. その他収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常収益計	500,000	6,600,000	1,650,000	1,900,000	420,000	0	11,070,000	200,000	11,270,000
II 経常費用									
(1) 人件費									
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	200,000	200,000
給料手当	220,000	3,740,000	880,000	0	0	0	4,840,000	0	4,840,000
法定福利費	0	598,400	140,800	0	0	0	739,200	0	739,200
福利厚生費	0	149,600	35,200	0	0	0	184,800	0	184,800
人件費計	220,000	4,488,000	1,056,000	0	0	0	5,764,000	200,000	5,964,000
(2) その他経費									
食材費	220,000	0	0	0	100,000	0	320,000	0	320,000
通信費	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	33,000	22,000	55,000
医療費	0	0	0	1,430,000	0	0	1,430,000	0	1,430,000
旅費交通費	88,000	440,000	0	55,000	4,000	11,000	598,000	2,500	600,500
車両費	0	100,000	100,000	0	0	0	200,000	0	200,000
燃料費	0	330,000	330,000	0	0	0	660,000	0	660,000
広告宣伝費	115,000	3,000	3,000	8,000	6,000	2,000	137,000	100,000	237,000
会議費	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	33,000	4,000	37,000
消耗品費	220,000	110,000	11,000	550,000	200,000	0	1,091,000	22,000	1,113,000
地代家賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水道光熱費	0	0	0	165,000	0	0	165,000	0	165,000
保険料	2,000	1,500	0	0	0	0	3,500	0	3,500
賃借料	22,000	0	0	330,000	0	0	352,000	0	352,000
支払手数料	0	0	0	0	0	0	0	22,000	22,000
その他経費計	678,000	995,500	455,000	2,549,000	321,000	24,000	5,022,500	172,500	5,195,000
経常費用計	898,000	5,483,500	1,511,000	2,549,000	321,000	24,000	10,786,500	372,500	11,159,000
当期経常増減額	-398,000	1,116,500	139,000	-649,000	99,000	-24,000	283,500	-172,500	111,000

翌年度 活動予算書

令和8年8月1日から令和9年7月31日まで

特定非営利活動法人SOLA
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 事業収益			
子ども食堂の運営及び地域の青少年健全育成に関する事業収益	0		
主に高齢者の居宅、施設等における日常生活支援に関する事業収益	7,200,000		
送迎サポートに関する事業収益	1,800,000		
飼い主のいない犬猫などの保護、飼養及び里親募集などの支援に関する事業収益	1,500,000		
地域活性化を目的としたイベント開催に関する事業収益	420,000		
若者を対象とした就労体験及び就職相談等の支援に関する事業収益		10,920,000	
3. 受取寄附金			
受取寄附金	1,400,000	1,400,000	
経常収益計			12,320,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	5,280,000		
法定福利費	806,400		
福利厚生費	201,600		
人件費計	6,288,000		
(2) その他経費			
食費	340,000		
通信費	36,000		
医療費	1,560,000		
旅費交通費	652,000		
車両費	200,000		
燃料費	720,000		
広告宣伝費	40,000		
会議費	36,000		
消耗品費	1,172,000		
地代家賃	0		
水道光熱費	180,000		
保険料	3,500		
賃借料	384,000		
支払手数料	0		
その他経費計	5,323,500		
事業費計		11,611,500	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	200,000		
人件費計	200,000		
(2) その他経費			
通信費	24,000		
旅費交通費	2,500		
広告宣伝費	0		
会議費	4,000		
消耗品費	24,000		
賃借料	0		
支払手数料	24,000		
その他経費計	78,500		
管理費計		278,500	
経常費用計			11,890,000
税引前当期正味財産増減額			430,000
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			360,000
前期繰越正味財産額			41,000
次期繰越正味財産額			401,000

翌年度活動予算書の注記

特定非営利活動法人 SOLA

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010 年 7 月 20 日 2017 年 12 月 12 日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

2. 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	子ども食堂の運営及び地域の青少年健全育成に関する事業	主に高齢者の居宅、施設等における日常生活支援に関する事業	送迎サポートに関する事業	飼い主のいない犬猫などの保護、飼養及び里親募集などの支援に関する事業	地域活性化を目的としたイベント開催に関する事業	若者を対象とした就労体験及び就職相談等の支援に関する事業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益									
1. 受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 受取寄附金	500,000	0	0	900,000	0	0	1,400,000	0	1,400,000
3. 受取助成金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 事業収益	0	7,200,000	1,800,000	1,500,000	420,000	0	10,920,000	0	10,920,000
5. その他収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常収益計	500,000	7,200,000	1,800,000	2,400,000	420,000	0	12,320,000	0	12,320,000
II 経常費用									
(1) 人件費									
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	200,000	200,000
給料手当	240,000	4,080,000	960,000	0	0	0	5,280,000	0	5,280,000
法定福利費	0	652,800	153,600	0	0	0	806,400	0	806,400
福利厚生費	0	163,200	38,400	0	0	0	201,600	0	201,600
人件費計	240,000	4,896,000	1,152,000	0	0	0	6,288,000	200,000	6,488,000
(2) その他経費									
食材費	240,000	0	0	0	100,000	0	340,000	0	340,000
通信費	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	36,000	24,000	60,000
医療費	0	0	0	1,560,000	0	0	1,560,000	0	1,560,000
旅費交通費	96,000	480,000	0	60,000	4,000	12,000	652,000	2,500	654,500
車両費	0	100,000	100,000	0	0	0	200,000	0	200,000
燃料費	0	360,000	360,000	0	0	0	720,000	0	720,000
広告宣伝費	18,000	3,000	3,000	8,000	6,000	2,000	40,000	0	40,000
会議費	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	36,000	4,000	40,000
消耗品費	240,000	120,000	12,000	600,000	200,000	0	1,172,000	24,000	1,196,000
地代家賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水道光熱費	0	0	0	180,000	0	0	180,000	0	180,000
保険料	2,000	1,500	0	0	0	0	3,500	0	3,500
賃借料	24,000	0	0	360,000	0	0	384,000	0	384,000
支払手数料	0	0	0	0	0	0	0	24,000	24,000
その他経費計	632,000	1,076,500	487,000	2,780,000	322,000	26,000	5,323,500	78,500	5,402,000
経常費用計	872,000	5,972,500	1,639,000	2,780,000	322,000	26,000	11,611,500	278,500	11,890,000
当期経常増減額	-372,000	1,227,500	161,000	-380,000	98,000	-26,000	708,500	-278,500	430,000